

JIS原案等パブリックコメント実施リスト

注記  
 1: 意見及び異議受付期間は、令和5年9月1日～令和5年9月30日  
 2: 区分aは、JIS規格原案又はTS原案若しくはTR原案の別を記載  
 3: 区分bは、制定、改正の別を記載  
 4: 対応国際規格は、対応国際規格が判明している場合に記載

No	区分a	区分b	JIS規格番号等	JIS規格原案等の名称	JIS規格原案等の英文名称	JIS規格原案等の適用範囲	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	原案作成者
1	JIS	制定		耐火物の荷重下熱膨張の試験方法	Test method for thermal expansion rate under load of refractory products	この規格は、耐火物の圧力負荷時の荷重下熱膨張率、荷重下熱膨張率曲線及び荷重下熱膨張係数を求めるための荷重下熱膨張の試験方法について規定する。	主な規定項目は、次のとおり。 ・適用範囲 ・引用規格 ・用語及び定義 ・原理 ・装置及び器具 ・試験片 ・操作 ・補正計算及び結果の表し方 ・試験報告書			耐火物技術協会 一般財団法人日本規格協会
2	JIS	改正	A5423	住宅屋根用化粧スレート	Decorated cement shingles for dwelling roofs	この規格は、主として、住宅用屋根に用いる、野地板の上にふ(葺)く化粧板について規定する。	主な改正点は、次のとおり。 a)従来の規格は、平形と波形とを統合した規格であり、ISO 9125:2009及びISO 10904:2011の二つが対応国際規格であったが、ISO 10904:2011で規定する短尺波板(この規格における波形屋根用スレート)は、少なくとも2013年以降は生産・販売実績がないため、この規格から波形屋根用スレートに関する規定を削除し、ISO10904:2011をこの規格の対応国際規格から削除する。 b)近年、屋根用スレートに対する市場ニーズの多様化によって、化粧の不着ろいを意図的に施したり、基板の自然色を活かした風合いを目的とした製品があることから、これらもこの規格に適合した製品とするために、適用範囲の表現を見直す。 c)b)と同様の理由から、屋根用スレートの外観品質において、欠点として分類される“模様目的以外の凹凸、光沢及び色調の不着ろい”の除外事項として“裝飾上及び／又は設計上、意図的に施したもの並びに製品の特徴として存在するものを除くこと”を追加する。これに伴って、外観の観察方法についても、判断基準を明確化する。 d)他の製品規格と整合させ、検査を“受渡検査”と“形式検査”とに明確に区分する。また、検査項目のうち吸水率について、吸水率は試験に最低3日間を要し、技術的生産条件が変更されない限りその性能のばらつきは少ないことから、受渡検査項目から形式検査項目に改める。 e)発熱性試験及びその評価方法における試験片の規定について、製品の厚さが数種類ある場合の選定条件を、最小厚さから各厚さの製品を対象とするよう変更する。ただし、試験の効率化の観点から、どの厚さが防火上不利となるか判明している場合は、その厚さの試験体で実施してもよい旨の例外規定を設ける。		ISO 9125:2009, Fibre-cement slates and fittings—Product specification and test methods(MOD)	一般社団法人日本建材・住宅設備産業協会 一般財団法人日本規格協会
3	JIS	改正	B0134	ロボティクス—用語	Robotics—Vocabulary	この規格は、ロボティクスに関する用語について規定する。	主な改正点は、次のとおり。 ・専門委員会の名称変更に伴い規格名称を「ロボット及びロボティクデバイス—用語」から「ロボティクス—用語」に変更するとともに、「ロボティクス」を用語として定義する。 ・用語に、新たに追加されたサービスロボットモジュラリティに関する用語として、「モジュラリティ」「モジュール」などを追加する。 ・用語のうち「ロボット」の定義を、動作をより具体的に表現するように修正し、「自律性」の定義を理解しやすいように修正する。 ・用語から、昨今の技術の進歩に対応するため、「無人搬送車」「スパインロボット」など60個程を削除する。		ISO 8373:2021, Robotics—Vocabulary(IDT)	一般社団法人日本ロボット工業会 一般財団法人日本規格協会
4	JIS	改正	B2031	ねずみ錆鉄弁	Gray cast iron valves	この規格は、一般の機械装置などに用いるねずみ錆鉄弁について規定する。	主な改正点は、次のとおり。 ・表8(バルブの部品名称及び材料):蓋ボルト、スイング逆止め弁の弁体等の材料として、「JIS B 1180の附属書JA (ISO 4014～ISO 4018, ISO 8676及びISO 8765)に示さない六角ボルト」の強度区分4.6以上若しくはJIS B 1054-1の鋼種区分A2を追加する。 ・表8(バルブの部品名称及び材料):六角ナットの材料として、「JIS B 1181の附属書JA (ISO 4032～ISO 4036, ISO 8673～ISO 8675)に示さない六角ボルト」の強度区分4T以上若しくはJIS B 1054-2の鋼種区分A2を追加する。 ・箇条8(防錆):「樹脂粉体塗装方法を附属書Aに示す」とする注記を、「樹脂粉体塗装方法については、JIS B 2051附属書B参照」とし、この規格からは附属書Aを削除する。			一般社団法人日本バルブ工業会 一般財団法人日本規格協会
5	JIS	改正	B2032	ウェハー形ゴムシートバタフライ弁	Wafer type rubber-seated butterfly valves	この規格は、機械装置、建築設備、水処理などの一般設備用配管に用いるウェハー形ゴムシートバタフライ弁の特性について規定する。	主な改正点は、次のとおり。 ・箇条5(使用範囲)表1(最高許容圧力と流体の温度との関係):各ゴムシート材料の流体の温度の下限を「0℃」から「-10℃」に改める。 ・附属書A(ダクタイル鉄鑄造品):この規格からは削除する。これに伴い、箇条7(材料)の表6中にある弁箱及び弁体の材料FCD-Siは、JIS B 2051の附属書A(ダクタイル鉄鑄造品)を引用する形をとる。 ・附属書B(参考)(使用上の注意):上限付近で連続使用した際にゴムの劣化により製品寿命が短くなる場合がある旨の注意事項を追加する。			一般社団法人日本バルブ工業会 一般財団法人日本規格協会
6	JIS	改正	B4356	ピニオンカッタ	Pinion type cutters	この規格は、モジュールmが0.2 mm～12 mmで、基準圧力角αが20°であるインポリュート平歯車及びはば歯車の歯切加工に用いるピニオンカッタについて規定する。	主な改正点は、次のとおり。 ・適用範囲において、従来のモジュール範囲 0.75mm～12mmを、市場実態を踏まえ 0.2mm～12mmへ拡大する。さらに実用で多く使用されるはば歯車加工用ピニオンカッタを追加する。 ・種類・等級において、モジュール範囲の拡大に合わせて、新たな用途として小形歯車用ピニオンカッタを追加し、従来のカッタは歯車用(汎用)ピニオンカッタとして用途区分する。また新たな形状として、カッタ取付時の振れ測定が可能なハブ付きディスク形ピニオンカッタを新設する。 ・精度において、歯形状誤差の項目として、歯溝の振れを規格本体から削除し、参考値として附属書Bへ移す。また隣接ピッチ誤差を削除し、歯—ピッチ誤差を追加する。単一ピッチ誤差、累積ピッチ誤差の許容値は、AA級、A級、B級それぞれ、国際規格に対応したJIS B 1702-1:2016の4級、5級、7級に合わせる。歯形誤差の用語を全歯形誤差へ変更して、AA級、A級、B級それぞれ、JIS B 1702-1:2016の4級、6級、8級に合わせる。 ・試験方法において、近年の測定機の進歩に対応して、歯形測定器(全歯形誤差の測定に用いる)、歯すじ方向測定器(側逃げ角の測定に用いる)、円ピッチ測定器(累積ピッチ誤差の測定に用いる)、測微器(歯溝の振れ測定に用いる)を用いた測定は、すべてNC制御の歯車測定機を用いた測定に変更する。			一般社団法人日本機械工具工業会 一般財団法人日本規格協会

JIS原案等パブリックコメント実施リスト

注記  
 1: 意見及び異議受付期間は、令和5年9月1日～令和5年9月30日  
 2: 区分aは、JIS規格原案又はTS原案若しくはTR原案の別を記載  
 3: 区分bは、制定、改正の別を記載  
 4: 対応国際規格は、対応国際規格が判明している場合に記載

No	区分a	区分b	JIS規格番号等	JIS規格原案等の名称	JIS規格原案等の英文名称	JIS規格原案等の適用範囲	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	原案作成者
7	JIS	改正	B7071-2	光学及びフォトニクス—光学ガラスの屈折率測定方法—第2部:Vブロック法	Optics and photonics – Test method for refractive index of optical glasses – Part 2: V-block refractometer method	この規格は、Vブロック法を用いて、365 nm～2 400 nmの波長範囲で、3 × 10 <sup>-5</sup> 以内の精度で光学ガラスの屈折率を決定する方法について規定する。	主な改正点は、次のとおり。 ・規格名称を、第1部と同様に、国際規格に合わせ変更する。 ・附属書Cとして、Vブロック及びその据え付け角誤差を許容する測定方法を規定する。 ・附属書Dとして、適当な屈折率整合液を入手又は使用できない場合に、測定試料片と標準試料片とを貼り合わせることで測定誤差を軽減する測定方法を規定する。 ・用語などを、ISO規格と整合するよう見直す。		ISO 21395-2, Optics and photonics – Test method for refractive index of optical glasses – Part 2: V-block refractometer method(IDT)	一般社団法人日本光学硝子工業会 一般財団法人日本規格協会
8	JIS	改正	C8105-2-4	照明器具—第2-4部—一般用移動灯器具に関する安全性要求事項	Luminaires—Part 2-4: Particular requirements for safety—Portable general purpose luminaires	この規格は、電気光源を用いる又は組み込むように設計された一般用照明器具のうち、屋内用及び／又は屋外用の移動灯器具であって、250 V以下の電源電圧で使用するものの安全性要求事項について規定する。	主な改正点は、次のとおり。 ・適用範囲において、従来の移動灯器具に加え、屋外で使用する移動灯器具(庭園灯器具など)を追加する。 ・表示において、屋外用に適さない移動灯器具に、図記号の表示を追加する。 ・構造において、屋外で使用する移動灯器具の要求事項を追加する。	C8105-2-7	IEC 60598-2-4:2017, Luminaires—Part 2-4: Particular requirements—Portable general purpose luminaires(MOD)	一般社団法人日本照明工業会 一般財団法人日本規格協会
9	JIS	改正	C8147-2-13	ランプ制御装置—第2-13部:直流又は交流電源用LEDモジュール用制御装置の個別要求事項(追補1)	Lamp controlgear—Part 2-13: Particular requirements for d.c. or a.c. supplied electronic controlgear for LED modules (Amendment 1)	この規格は、1 000 V以下の直流又は交流(50 Hz又は60 Hz)電源で、電源周波数と異なる周波数を含む出力周波数で使用するLEDモジュール用制御装置の個別要求事項について規定する。	主な改正点は、次のとおり。 a) 想定する負荷条件における最大動作電圧(U <sub>out</sub> )の試験条件及び判定基準の規定を、新たに箇条を設けて追加する。 b) この規格と共に用いる通則のJIS C 8147-1(ランプ制御装置—第1部:通則及び安全性要求事項)は、常に最新版を引用するように記載を改める。		IEC 61347-2-13:2014+Amd 1:2016, Lamp controlgear—Part 2-13: Particular requirements for d.c. or a.c. supplied electronic controlgear for LED modules(MOD)	一般社団法人日本照明工業会 一般財団法人日本規格協会
10	JIS	改正	C8201-1	低圧開閉装置及び制御装置—第1部:通則	Low-voltage switchgear and controlgear – Part 1: General rules	この規格は、定格電圧が、交流で1 000 V以下、直流で1 500 V以下の回路に接続する低圧開閉装置及び制御装置の安全性について規定する。	主な改正点は、次のとおり。 ・製品情報において、使用の多様化などに対応して、特別低電圧(SELV/PELV)の適合性、製却及び分解に関する指示を追加する。 ・構造及び性能に関する要求事項において、安全性向上のため、アクセス可能な箇所でのエンクローチャ禁止、直流耐電圧などを追加する。 ・試験において、過負荷電流性能、保護接地のアース導通試験、などを追加する。 ・箱入装置の保護等級において、変更に即して、IPX9の要求を追加する。 ・特殊試験において、安全性向上のため、試験シーケンスへEMC試験を追加する。 ・保護協調に関する要求事項を新たに追加する。		IEC60947-1:2020, Low-voltage switchgear and controlgear—Part 1: General rules(MOD)	一般社団法人日本電機工業会 一般財団法人日本規格協会
11	JIS	改正	C8705	ポータブル機器用密閉型ニッケル・カドミウム蓄電池(単電池及び組電池)	Secondary sealed nickel-cadmium cells and batteries for portable applications	この規格は、あらゆる方向に使用可能な、小型角形、円筒形及びボタン形のポータブル機器用密閉型ニッケル・カドミウム蓄電池の表示、呼び方、寸法、試験方法及び要求事項について規定する。	主な改正点は、次のとおり。 ①寸法:規格では、機器設計業者の混乱を避けるために、円筒形単電池の寸法を規定とした。その後、一次電池と寸法の互換性がない円筒形単電池については、機器の小型化、又は機器内の電池用空間の有効活用による使用時間延長など、機器設計業者からの寸法要求が多様化している最近の状況を考慮して、この規格では、対応国際規格に従って、例であることを明示する。 ②サイクル耐久特性:速い充電の繰り返しに伴う見かけ上の長寿命といった誤認を是正するため、試験終了条件を追加する。 ③連続充電耐久特性:最近の市場における充電方法の運用状況を考慮して、電池製造業者が連続充電を想定していない円筒形単電池又はボタン形単電池を連続充電耐久特性の試験対象外とする記載を追加する。		IEC 61951-1:2017, Secondary cells and batteries containing alkaline or other non-acid electrolytes—Secondary sealed cells and batteries for portable applications—Part 1: Nickel-cadmium+Amendment 1:2023(MOD)	一般社団法人電池工業会 一般財団法人日本規格協会
12	JIS	改正	G5502	球状黒鉛鋳鉄品(追補1)	Spheroidal graphite cast irons (Amendment 1)	この規格は、球状黒鉛鋳鉄品について規定する。	主な改正点は、次のとおり。 a) “用語及び定義”において、黒鉛球状化処理(3.4)、本体付き供試材(3.11)、白鉄試料(3.19)及び3ゼロ点調整用試験片(3.21)について、技術的観点から用語の定義内容を見直す。また、“工程内品質保証手順”の用語及び定義を追加する。 b) “要求事項”の“一般”において、対象肉厚によって引張特性及び衝撃特性を区分するため、対象肉厚の決定方法を規定する。また、“引張特性における0.2%耐力は、SSSGIでは必須であるが、SGIでは注文者の指定がある場合に適用する”との規定を追加する。 c) “要求事項”の“硬さ”において、硬さの試験は、SSSGIでは必須とし、SGIでは注文者の指定がある場合にだけ適用することに変更する。 d) “供試材”の“供試材の採取方法”において、U形の別鑄込み供試材及び共込み供試材の鑄型厚さを、“A号、B1号及びB2号では40 mm以上が、また、C号及びD号では80 mm以上が望ましい”に変更する。 e) “試験片”の“試験片の形状及び寸法”において、引張試験片の原標点距離の計算式を明確にする。 f) “試験方法”の“内部の健全性試験”において、国内の市場実態に合わせて、試験を現行規定の破壊試験だけでなく破壊試験と併施できるように“受渡当事者間の協定による。”に変更し、さらに、協定がない場合の規定も追加する。 g) “適合しない鋳鉄品の熱処理”の“鑄造鋳鉄品の熱処理”及び“熱処理した鋳鉄品の再熱処理”において、引用する熱処理の規定箇所を、誤解が生じないよう具体的に記載する。 h) 黒鉛球状化率の測定(ISO法)において、“目視計測による測定”及び“画像解析装置による測定”を“黒鉛粒子数の計測による測定”及び“黒鉛粒子面積の計測による測定”に改め、それぞれの測定方法を明確に規定する。		ISO 1083:2018, Spheroidal graphite cast irons—Classification(MOD)	一般社団法人日本鋳造協会 一般財団法人日本規格協会

JIS原案等パブリックコメント実施リスト

注記  
 1: 意見及び異議受付期間は、令和5年9月1日～令和5年9月30日  
 2: 区分aは、JIS規格原案又はTS原案若しくはTR原案の別を記載  
 3: 区分bは、制定、改正の別を記載  
 4: 対応国際規格は、対応国際規格が判明している場合に記載

No	区分a	区分b	JIS規格番号等	JIS規格原案等の名称	JIS規格原案等の英文名称	JIS規格原案等の適用範囲	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	原案作成者
13	JIS	改正	H0505	非鉄金属材料の体積抵抗率及び導電率測定方法	Methods for Electrical Resistivity and Conductivity of Non-Ferrous Materials	この規格は、非鉄金属材料のうち、線を除く主に板、条、管及び棒の導体の体積抵抗率及び導電率の測定方法について規定する。	主な改正点は、次のとおり。 ・試験方法の適用において、平均断面積法又は重量法のいずれかによることに変更し、重量法は平均断面法を適用できない断面をもつものに適用するとして規定を削除する。 ・測定機器(マイクロメータ、長さ計及び抵抗計)において、精度などの要求事項を追加し、抵抗計などについて市場の実態に整合させてデジタル機器を追加する。 ・試験片において、測定の精度を適切にするため、電気抵抗に影響を与えるような割れ、欠陥などがないことを追加し、試験片の長さを“200 mm以上”に変更、機械加工についての要求事項の追加などを行う。 ・結果の表し方及び試験報告書の規定を新たに追加する。			一般社団法人日本伸銅協会 一般財団法人日本規格協会
14	JIS	改正	H1612	チタン及びチタン合金中の窒素定量方法(追加1)	Methods for determination of nitrogen in titanium and titanium alloys (Amendment 1)	この規格は、チタン及びチタン合金中の窒素定量方法について規定する。	主な改正点は、次のとおり。 ・材料及び試験において、アルゴンを追加する。 ・装置において、アルゴンも使用可能となるように“ヘリウム清浄部”を“不活性ガス清浄部”に変更する。 ・引用規格(JIS K 8001)の改正に伴い、メチルレッド・メチレンブルー混合液の調製方法及び使用する水について、引用する箇条番号を改める。			一般社団法人日本チタン協会 一般財団法人日本規格協会
15	JIS	改正	H3330	外面被覆銅管	Plastic covered copper tubes	この規格は、給水、給湯、排水及び空調用冷温水の配管に用いる使用圧力1.0 MPa以下の外面に樹脂を被覆した被覆銅管について規定する。	主な改正点は、次のとおり。 ・原管に関して原管の規格を引用して規定し、原管の化学成分、引張強さ、押広げ性、耐圧性能及び浸出性能並びにそれらの試験方法のこの規格独自の規定は削除する。 ・材料において、原管の等級を普通級とすることを追加し、直管とコイル巻き管とに分けて質別の規定を追加する。 ・外面被覆用樹脂において、引用規格の改廃に整合させて、試験片の引用JISを改める。 ・“材料の製造業者によって提供される情報”の箇条を設け、原管及び外面被覆用樹脂の検査結果を要求する規定を追加する。			一般社団法人日本鋼センター 一般財団法人日本規格協会
16	JIS	改正	R3413	ガラス糸	Textile glass yarns	この規格は、ガラス糸について規定する。	主な改正点は、次のとおり。 ・種類において、市場のニーズに対応してガラス糸の種類に極細番手(EOBC3750)を追加する。 ・種類において、短繊維の呼び径の見直しに対応させてECH50のISO2078による表示を“EC11 110”に変更する。 ・品質において、短繊維直径の規定を追加する。 ・試験方法において、短繊維直径の求め方に平均直径を計算で求める方法を追加する。			硝子繊維協会 一般財団法人日本規格協会
17	JIS	改正	T5221-1	歯科用歯内療法器具—第1部: 一般的要求事項	Dentistry-Endodontic instruments-Part 1: General requirements	この規格は、根管治療に用いる歯内療法器具に対する一般的要求事項及び試験方法について規定する。 また、この規格は、一般的な寸法の指定、カラー表示、包装及び識別記号についても規定する。	主な改正点は、次のとおり。 ・標準器具、テーパ器具及び複数テーパ器具の先端部の角度を30°～90°へ変更し、先端部の長さを“最小角度及び最大角度によって規定する範囲で決定する”へ変更する。 ・試験の名称を“ねじ(振)リトルク及びねじ(振)リトルクによる破断への耐久性”から“ねじ(振)リトルク及びねじ(振)リトルクによる破断への抵抗”へ変更する。また、先端から3 mmの距離における直径が0.564 mm以下の器具にだけ試験を適用することを明確に規定する。 ・試験の名称を“剛性(曲げ耐久性)”から“剛性(曲げ抵抗)”へ変更する。また、先端から3 mmの距離における直径が0.564 mm以下の器具にだけ試験を適用することを明確に規定する。 ・ハンドル及びシャンクの堅ろう(率)性について、現行の手順に対して、軸に対する負荷力20 N及びハンドル又はシャンクのねじ(振)れ試験の負荷トルク35 mNmを明確に規定する。 ・現行規格の“耐食性”及び“滅菌時の熱の影響”の要求事項を統合し、題名を“再処理耐性”へ変更する。また、製造業者が指定する再処理サイクル数の提示及び試験の実施を追加する。	ISO 3630-1:2019, Dentistry-Endodontic instruments-Part 1: General requirements(MOD)	日本歯科器械工業協同組合 一般財団法人日本規格協会	
18	JIS	改正	T5221-3	歯科用歯内療法器具—第3部: コンパクト	Dentistry-Endodontic instruments-Part 3: Compactors	この規格は、歯科で使用される根管充填物の圧入に使用する歯科用歯内療法器具のうち、コンパクト(プラグ及びスプレッド)及び電熱式充填器具の要求事項及び試験方法について規定する。	主な改正点は、次のとおり。 ・規格名称を“コンパクト(プラグ及びスプレッド)”から“コンパクト”に変更する。 ・分類名をタイプからクラスへ変更する。 ・再処理について、題名を“再処理に対する耐久性”から“再処理耐性”に変更する。また、再処理サイクル数を、製造業者の提示に従うか、又は製造業者が指定しない場合、10サイクルとする旨変更する。 ・“試験方法”において、ハンドルの堅ろう(率)性に関する規定を追加する。 ・国内の事情に合わせて、題名を“添付文書”から“取扱いに関する文書”へ変更する。	ISO 3630-3:2021, Dentistry-Endodontic instruments-Part 3: Compactors(MOD)	日本歯科器械工業協同組合 一般財団法人日本規格協会	
19	JIS	改正	T5221-5	歯科用歯内療法器具—第5部: 形成器具及び清掃器具	Dentistry-Endodontic instruments-Part 5: Shaping and cleaning instruments	この規格は、他のJIS T 5221規格群には規定されない、手動及び機械的に操作する歯内療法に用いる形成器具及び清掃器具の要求事項及び試験方法について規定する。 この規格は、形成器具及び清掃器具の寸法、マーキング、製品の指定、安全性の考慮事項、ラベリング及び包装に対する要求事項を規定する。	主な改正点は、以下のとおり。 ・分類名をタイプからクラスへ変更する。 ・寸法において、クラス2～クラス5の作業先端部の直径に対する許容差を変更する。 ・機械的要求事項において、題名を“ねじ(振)リトルク及びねじ(振)リトルクによる破断への耐久性”から“ねじ(振)リトルク及びねじ(振)リトルクによる破断への抵抗”へ変更する。また、先端から3 mmの距離における直径が0.564 mm以下の器具にだけ試験を適用することを明確に規定する。 ・機械的要求事項において、名称を“剛性(曲げに対する耐久性)”から“剛性(曲げ抵抗)”へ変更する。また、先端から3 mmの距離における直径が0.564 mm以下の器具にだけ試験を適用することを明確に規定する。 ・現行規格の“耐食性”及び“滅菌時の熱の影響”の要求事項を統合し、題名を“再処理耐性”へ変更する。また、それに合わせて試験方法を追加する。 ・“破断点の位置”に関する要求事項の規定を削除する。それに伴い“破断位置”の試験に関する規定を削除する。	ISO 3630-5:2020, Dentistry-Endodontic instruments-Part 5: Shaping and cleaning instruments(MOD)	日本歯科器械工業協同組合 一般財団法人日本規格協会	

JIS原案等パブリックコメント実施リスト

注記  
 1: 意見及び異議受付期間は、令和5年9月1日～令和5年9月30日  
 2: 区分aは、JIS規格原案又はTS原案若しくはTR原案の別を記載  
 3: 区分bは、制定、改正の別を記載  
 4: 対応国際規格は、対応国際規格が判明している場合に記載

No	区分a	区分b	JIS規格番号等	JIS規格原案等の名称	JIS規格原案等の英文名称	JIS規格原案等の適用範囲	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	原案作成者	
20	JIS	改正	T6525-1	義歯床安定用こ(糊)材—第1部:粘着型義歯床安定用こ(糊)材	Denture adhesives—Part 1: Glue type denture adhesives	この規格は、可撤性義歯の装着者が用いる粘着型義歯床安定用こ(糊)材について規定する。	主な改正点は、次のとおり。 ・試験方法のpH計において、現行規格のpH計をpH計Aとし、“JIS Z 8802に規定する形式I又はこれと同等のもの”から“ガラス電極及び比較電極をもつ精度±0.02のpH計”に変更する。また、新たに対応国際規格で追加されたpH計をpH計Bとして“フラット型複合電極をもつpH計”を追加する。 ・試験方法のpH値の試験に使用する容器において、現行規格のガラス容器を容器Aとし、新たに、容器Bとして、直径35 mm及び高さ10 mmの容器を追加する。 ・試験方法のpH値の試験に使用する試薬において、塩化ナトリウムを追加する。 ・試験手順のクリーム型のpH値の試験において、“ガラス電極及び比較電極をもつpH計による手順”並びに“フラット型複合電極をもつpH計による手順”に分けて試験手順を規定する。 ・粘着強さIの試験に使用する機器において、試料ホルダIの穴及び試料ホルダIIの凸状部における表面粗さ2.0 μm以下の規定を追加する。 ・粘着強さI及びIIの試験において、試験前の試料を浸せきする水の量を(300±10) mLに規定するとともに、感圧軸で試料を圧着する荷重を(9.8±0.2) Nから(10.0±0.2) Nに変更する。		ISO 10873:2021, Dentistry—Denture adhesives(MOD)	日本歯科材料工業協同組合	一般財団法人 日本規格協会
21	JIS	改正	T6525-2	義歯床安定用こ(糊)材—第2部:密着型義歯床安定用こ(糊)材	Denture adhesives—Part 2: Liner type denture adhesives	この規格は、可撤性義歯の装着者が用いる密着型義歯床安定用こ(糊)材について規定する。	主な改正点は、次のとおり。 ・試験方法のpH計において、“JIS Z 8802に規定する形式I又はこれと同等のもの”から“ガラス電極及び比較電極をもつ精度±0.02のもの”に変更する。 ・試験方法のpH値の試験に使用する円形ろ紙において、“微細沈殿の分離に使用される化学分析用”から“半径40 mmのもの”に変更する。 ・密着強さ試験及びびちょう度試験において、感圧軸で試料を圧着する荷重を(9.8±0.2) Nから(10.0±0.2) Nに変更する。 ・剥離性試験に使用するポリ塩化ビニル粘着テープにおいて、“JIS C 2336に規定するA種の電気絶縁用ポリ塩化ビニル”から“ポリ塩化ビニル”に変更する。 ・剥離性試験に使用する希釈エタノールにおいて、“エタノール(99.5)を同容量の水で希釈したもの”から“エタノールを水で500 mL/Lに希釈したもの”に変更する。		ISO 10873:2021, Dentistry—Denture adhesives(MOD)	日本歯科材料工業協同組合	一般財団法人 日本規格協会
22	JIS	改正	Z6017	電子化文書の長期保存方法(追補1)	Document management—Long-term preservation for electronic imaging documents (Amendment 1)	この規格は、紙文書又はマイクロフィルム文書を電子化し、電子化文書を長期保存管理するための記録媒体のハード及びその利用システム、見読性の維持、媒体移行の手順、廃棄などについて規定する。	主な改正点は、次のとおり。 ・見読性の維持において、作業媒体のBDで引用しているISO/IEC 30190～30193を、JIS X 6230～6233に置き換える。 ・見読性の維持において、規格の一貫性のため、定期品質検査に関する付随事項の“記録済みディスクの全数を検査する。”を削除する。 ・代表的な光ディスクの種類及び品質確認方法において、代表的な品質確認方法に関する補足説明を「CD、DVD、BDの記録媒体を用いて電子化文書を長期保存する方法として、JIS Z 6016及びこの規格がある。また、それらのディスクのためのデータ移行方法として、JIS X 6255がある。」に改める。 ・代表的な光ディスクの種類及び品質確認方法において、BDのディスク仕様を最新の内容に修正する。			公益社団法人 日本文書情報マネジメント協会	一般財団法人 日本規格協会